

第四号議案

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部
改正について

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部を改正する
規則を次のように定める。

令和五年三月十四日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部
を改正する規則

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各教育事務所長」の下に「、新設特別支援学校開校準備室長」を加える。

第二十条中第八号を第十号とし、第七号を削り、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 医療的ケア看護職員

第二十条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 教育に係る専門スタッフの指導、助言等の業務に従事する者

三 人材育成に係る事業のマネジメント又はコーディネートの業務に従事する者

第二十五条第一項中「九の項及び十の項」を「十二の項及び十三の項」に改め、同条第二項中「九の項及び十の項」を「六の項及び七の項」に、「十一の項」を「八の項」に、「十二の項」を「九の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項及び十の項」を「十二の項及び十三の項」に、「七の項、九の項及び十の項」を「四の項、六の項及び七の項」に改める。

第三十四条第二項の表の第二条第一項の項中「各教育事務所長」の下に「、新設特別支援学校開校準備室長」を加える。

別表第二中十一の項を十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に改め、

同項を同表の十三の項とし、同表中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、同表の七の項中「女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次の三項を加える。

<p>七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>
<p>八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>第二十二條第四項の規定により割り振られた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>

別表第三中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項から十二の項までを三項ずつ繰り上げる。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第二条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各教育事務所長」の下に、「新設特別支援学校開校準備室長」を加える。

第十条第一項中「九の項から十一の項まで」を「十二の項から十四の項まで」に改め、同条第二項中「十の項」を「七の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項から十一の項まで」を「十二の項から十四の項まで」に、「七の項及び十の項」を「四の項及び七

の項」に改める。

第十七条第二項の表の第二条第一項の項中「各教育事務所長」の下に「、新設特別支援学校開校準備室長」を加える。

別表第一中十二の項を十五の項とし、同表の十一の項中「（昭和四十年法律第四百四十一号）」を削り、同項を同表の十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、同表の七の項中「女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次の三項を加える。

<p>七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>
<p>八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>

別表第二中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項を五の項とし、同表の九の項中「十の項」を「七の項」に改め、同項を同表の六の項とし、同表中十の項を七の項とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員等の妊産婦検診休暇、休息・補食休暇及び通勤緩和休暇を正規職員に

準じ有給休暇にするとともに、組織改正等に伴う規定の整備を行いたいので提案する。

○ 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、会計年度任用職員を配置する必要がある場合は、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第三条～第十九条（略）</p> <p>（特例を適用する会計年度任用職員）</p> <p>第二十条 報酬条例第七条に規定する任命権者が定める会計年度任用職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 職員に対するカウンセリングを担当する臨床心理士</p> <p>二 教育に係る専門スタッフの指導、助言等の業務に従事する者</p> <p>三 人材育成に係る事業のマネジメント又はコーディネート業務に従事する者</p> <p>四 第十六条第一項第四号に掲げる者</p> <p>五 講師</p> <p>六 スクールカウンセラー</p> <p>七 スクールソーシャルワーカー</p> <p>八 部活動指導員</p> <p>九 医療的ケア看護職員</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、会計年度任用職員を配置する必要がある場合は、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第三条～第十九条（略）</p> <p>（特例を適用する会計年度任用職員）</p> <p>第二十条 報酬条例第七条に規定する任命権者が定める会計年度任用職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 職員に対するカウンセリングを担当する臨床心理士</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 第十六条第一項第四号に掲げる者</p> <p>三 講師</p> <p>四 スクールカウンセラー</p> <p>五 スクールソーシャルワーカー</p> <p>六 部活動指導員</p> <p>七 医療的ケア業務に従事する看護師</p>

十 給食補助員

第二十一条～第二十四条 (略)

(年次有給休暇以外の休暇)

第二十五条 所属長は、会計年度任用職員(別表第二の六の項、十二の項及び十三の項に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に限る。)に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、会計年度任用職員(別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の六の項及び七の項に掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の八の項)に掲げる場合にあつては同項の申出において指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までの間にその任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び県教育委員会の任命に係る職に引き続き任用されることが明らかでない会計年度任用職員に、同表の九の項)に掲げる場合にあつては一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員に限る。)に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3 別表第二の六の項、十二の項及び十三の項並びに別表第三の四の項、六の項及び七の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。

八 給食補助員

第二十一条～第二十四条 (略)

(年次有給休暇以外の休暇)

第二十五条 所属長は、会計年度任用職員(別表第二の六の項、九の項及び十の項)に掲げる場合にあつては、六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に限る。)に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、会計年度任用職員(別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の九の項及び十の項に掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の十一の項)に掲げる場合にあつては同項の申出において指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して九十三日を経過する日から六箇月を経過する日までの間にその任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び県教育委員会の任命に係る職に引き続き任用されることが明らかでない会計年度任用職員に、同表の十二の項)に掲げる場合にあつては一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある会計年度任用職員に限る。)に対し、同表の上欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

3 別表第二の六の項、九の項及び十の項、並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算するときは、前条第十項の例による。

4 別表第二の六の項、十二の項及び十三の項並びに別表第三の四の項、六の項及び七の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第二十六条〜第三十三条 (略)

(県費負担教職員の適用の特例)

第二十四条 (略)

2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）	市町村教育委員会
(略)	(略)	(略)
	教育人事課長	県教育委員会

第三十五条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因	休暇の期間
----	-------

4 別表第二の六の項、九の項及び十の項並びに別表第三の七の項、九の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第二十六条〜第三十三条 (略)

(県費負担教職員の適用の特例)

第二十四条 (略)

2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）	市町村教育委員会
(略)	(略)	(略)
	教育人事課長	県教育委員会

第三十五条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第二十五条関係)

原因	休暇の期間
----	-------

<p>一〇六 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>
<p>八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>第二十二条第四項の規定により割り振られた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>
<p>十 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>十一・十二 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>一〇六 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>七 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>八・九 (略)</p>	<p>(略)</p>

別表第三(第二十五条関係)	
原因	休暇の期間
一〇三 (略)	(略)
(削る)	(削る)
<p>十三 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子(職員)の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の五の項において同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>十三 出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から出産日以後一年を経過する日までの間に於いて、五日(勤務日)の勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>
十四 (略)	(略)

別表第三(第二十五条関係)	
原因	休暇の期間
一〇三 (略)	(略)
<p>四 妊娠中又は出産後一年以内の女性職員が、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十条の保健指導又は同法第十三条の健康診査を受ける場合</p>	<p>四 妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの</p>
十一 (略)	(略)
<p>十一 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子(職員)の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和二十六年大分県条例第三十五号)第十条第一項第二号の表の備考二において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第三の八の項において同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>十一 出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から出産日以後一年を経過する日までの間に於いて、五日(勤務日)の勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、教育人事課長の定める時間を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間</p>

<p>四〇九 (略)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(削る)</p>	<p>(削る)</p>	

<p>七〇十二 (略)</p>	<p>六 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>五 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合</p>	
<p>(略)</p>	<p>第二十二条第四項の規定により割り振られた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>	<p>期間についてもその指示された回数)、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>

○ 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用職員を配置する必要が生じた場合は、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第三条～第九条（略）</p> <p>（年次有給休暇以外の休暇）</p> <p>第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の六の項及び十二の項から十四の項までに掲げる場合にあつては、任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 所属長は、臨時的任用職員（別表第二の二の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の七の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用職員を配置する必要が生じたときは、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第三条～第九条（略）</p> <p>（年次有給休暇以外の休暇）</p> <p>第十条 所属長は、臨時的任用職員（別表第一の六の項及び九の項から十一の項までに掲げる場合にあつては、任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。次項並びに同表及び別表第二において同じ。）が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>2 所属長は、臨時的任用職員（別表第二の二の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十の項に掲げる場合にあつては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用</p>

職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。) に対し、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第一の六の項及び十二の項から十四の項まで並びに別表第二の四の項及び七の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

4 別表第一の六の項及び十二の項から十四の項まで並びに別表第二の四の項及び七の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第十一条～第十六条 (略)

第十七条 (略)
(県費負担教職員等の適用の特例)

2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 (略)	第一条第一項	所属長 (本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。) 教育人事課長	市町村教育委員会 (略)
----------	--------	--	-----------------

職員又は県教育委員会の任命に係る職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。) に対し、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 別表第一の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第二の七の項及び十の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日とする。

4 別表第一の六の項及び九の項から十一の項まで並びに別表第二の七の項及び十の項の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に一時未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第十一条～第十六条 (略)

第十七条 (略)
(県費負担教職員等の適用の特例)

2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 (略)	第一条第一項	所属長 (本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。) 教育人事課長	市町村教育委員会 (略)
----------	--------	---	-----------------

第十八条 (略)

別表第一(第十条関係)

別表第一(第十条関係)		区分	休暇の期間
一〜六 (略)	(略)	(略)	(略)
七	妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。)が、母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	その都度必要と認める時間
八	妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間	出産日までの申し出た期間
九	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	出産日までの申し出た期間	出産日までの申し出た期間
十	八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産	出産日までの申し出た期間	出産日までの申し出た期間

第十八条 (略)

別表第一(第十条関係)

別表第一(第十条関係)		区分	休暇の期間
一〜六 (略)	(略)	(略)	(略)
七	妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員(以下「女性職員」という。)が、母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	その都度必要と認める時間
八	妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間	出産日までの申し出た期間
九	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	出産日までの申し出た期間	出産日までの申し出た期間
十	八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産	出産日までの申し出た期間	出産日までの申し出た期間

<p>する予定の女性職員 が申し出た場合</p>	<p>十一・十二 (略)</p>	<p>十三 配偶者が出産する場合であつて、当該出産に係る子(職員 の休日休暇及び勤務時間等に関 する条例(昭和二十六年大分県 条例第三十五号) 第十条第一項 第二号の表の備考二において子 に含まれるものとされる者を含 む。以下この項及び別表第二の 五の項において同じ。)又は小 学校就学の始期に達するまでの 子(配偶者の子を含む。)を養 育する臨時的任用職員が、これ らの子の養育のため勤務しない ことが相当であると認められる とき。</p>	<p>十四 義務教育終了前の子(職員 の休日休暇及び勤務時間等に関 する条例第十条第一項第二号の 表の備考二及び職員の休日休暇 及び勤務時間等に関する条例施 行規則(昭和二十六年大分県規 則第四十号) 別表第二の十九の 項において子に含まれるものと</p>
	<p>(略)</p>	<p>出産予定日の八週間(多胎妊 娠の場合にあつては、十四週 間)前の日から出産日以後一 年を経過する日までの間に いて、五日を超えない範囲内 でその都度必要と認める日又 は時間</p>	<p>任用期間において五日(義務 教育終了前の子を二人以上養 育する場合にあつては、十 日)を超えない範囲内でその 都度必要と認められる日又は 時間</p>

<p>する予定の女性の臨時的任用職 員(以下「女性職員」とい う。)が申し出た場合</p>	<p>八・九 (略)</p>	<p>十 配偶者が出産する場合であ つて、当該出産に係る子(職員 の休日休暇及び勤務時間等に関 する条例(昭和二十六年大分県 条例第三十五号) 第十条第一項 第二号の表の備考二において子 に含まれるものとされる者を含 む。以下この項及び別表第二の 八の項において同じ。)又は小 学校就学の始期に達するまでの 子(配偶者の子を含む。)を養 育する臨時的任用職員が、これ らの子の養育のため勤務しない ことが相当であると認められる とき。</p>	<p>十一 義務教育終了前の子(職員 の休日休暇及び勤務時間等に関 する条例第十条第一項第二号の 表の備考二及び職員の休日休暇 及び勤務時間等に関する条例施 行規則(昭和二十六年大分県規 則第四十号) 別表第二の十九の 項において子に含まれるものと</p>
	<p>(略)</p>	<p>出産予定日の八週間(多胎妊 娠の場合にあつては、十四週 間)前の日から出産日以後一 年を経過する日までの間に いて、五日を超えない範囲内 でその都度必要と認める日又 は時間</p>	<p>任用期間において五日(義務 教育終了前の子を二人以上養 育する場合にあつては、十 日)を超えない範囲内でその 都度必要と認められる日又は 時間</p>

		(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	四・五 (略)	(略)
六 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項に規定する要介護者(七の項において「要介護者」という。)の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	六 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項に規定する要介護者(七の項において「要介護者」という。)の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	七 (略)	(略)
五 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合	た回数)、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間 その都度必要と認める時間	六 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間
七・八 (略)	(略)	九 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項に規定する要介護者(十の項において「要介護者」という。)の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	九 臨時的任用職員が、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の二第一項に規定する要介護者(十の項において「要介護者」という。)の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
十 (略)	(略)	十 (略)	(略)

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部改正

1 改正を行う規則

- (1) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）
- (2) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）

2 改正理由

会計年度任用職員等の妊産婦検診休暇、休息・補食休暇及び通勤緩和休暇を正規職員に準じ有給休暇にするとともに、令和5年4月1日付け教育庁組織改正等に伴う規定の整備を行うもの

3 改正内容

(1) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則

- ① 休暇制度に関する規定の改正〔第25条、別表第2及び別表第3関係〕
妊産婦検診休暇、休息・補食休暇及び通勤緩和休暇を無給休暇から有給休暇に改める。
- ② 教育庁組織改正に伴う規定の改正〔第2条及び第34条関係〕
新設特別支援学校開校準備室を加える。
- ③ 特例を適用する会計年度任用職員の改正〔第20条関係〕
学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部省令第37号）が令和3年8月23日に施行されたことにより、医療ケア業務に従事する看護師について、その名称が規定されたこと等に伴い、規定を整備する。

(2) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則

- ① 休暇制度に関する規定の改正〔第10条、別表第1及び別表第2関係〕
妊産婦検診休暇、休息・補食休暇及び通勤緩和休暇を無給休暇から有給休暇に改める。
- ② 教育庁組織改正に伴う規定の改正〔第2条及び第17条関係〕
新設特別支援学校開校準備室を加える。

4 施行期日

令和5年4月1日